

平成30年度
福島町議会定例会
12月会議議案

福島町

議案第 35 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 12 日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年福島町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1						別表第 1					
年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
(略)	(略)	(略)	(略)	行政改革推進委員会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	行政改革推進委員会委員	(略)
										健康づくり推進協議会委員	5,000

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の 212.5 、12月に支給する場合には100分の 227.5 を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の 222.5 、12月に支給する場合には100分の 222.5 を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当に関する特別措置)
- 2 平成30年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例にかかわらず、第4条第2項中「222.5」を「232.5」とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第37号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(宿日直手当)</p> <p>第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき4,200円をこえない範囲内において任命権者が定めた額を宿日直手当として支給する。</p> <p>(勤務1時間当りの給与額の算出)</p> <p>第16条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき4,400円をこえない範囲内において任命権者が定めた額を宿日直手当として支給する。</p> <p>(勤務1時間当りの給与額の算出)</p> <p>第16条 勤務1時間当りの給与額は、給料及びこれに対する地域手当並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現</p>

在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、**100分の90**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、**100分の42.5**を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び**次の条においても同じ。)**から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び**次の条においても同じ。)**」と読み替えるものとする。

在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、**6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95**を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、**6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5**を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び**次の条第3項第3号においても同じ。)**から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び**次の条第1項においても同じ。)**」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1
給料表

職員職務 の区分	再任用 職員	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700

以 外 の 職 員	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800

46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5に、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す</p>

<p>る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第17条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第17条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第16条の規定は、平成31年1月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 38 号

第 5 次福島町総合計画の変更について

第 5 次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第 11 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 12 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第 5 次福島町総合計画（平成 30 年度ローリング改訂版）
前期実施計画（H28～H31）・展望計画

1頁 変更前 総括表 (単位：千円)

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			32~35 件数
				28	29	30	
産業再生による 雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	749,800	228,900	388,900	81,500	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	4
	林業	7	154,500	35,000	30,800	39,200	4
	商工業、地場産品	4	533,900	131,900	182,000	151,900	3
	観光・交流	17	262,700	37,700	86,900	76,800	7
	産業創造と雇用労働対策	6	177,100	71,400	35,800	34,100	5
	小計	48	1,887,200	507,400	726,900	391,700	30
	保健予防、健康づくり	3	51,800	13,100	8,900	20,900	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	1
	地域福祉	3	26,400	7,400	5,600	7,800	2
町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	高齢者の福祉	5	195,400	117,000	14,900	32,000	3
	小計	14	425,500	144,400	33,000	196,300	10
	土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	2
	自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	1
	公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0
	ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0
	水道、排水・し尿処理	10	342,200	151,700	60,000	50,000	3
	道路網	14	669,000	173,100	195,500	184,400	7
	公共交通、情報通信	3	35,600	22,100	5,100	3,300	2
	住宅	12	737,500	34,100	120,200	314,500	5
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	5
	火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	1
	防災	4	82,400	15,900	28,500	25,000	0
	消防・救急	9	145,800	14,500	38,800	92,500	3
	交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	1
	小計	61	2,293,720	534,400	506,720	739,500	35
	生涯学習(推進体制)	1	2,800	0	0	2,800	0
	幼児教育、学校教育	13	298,110	51,410	91,900	71,500	10
	スポーツ	2	4,800	0	2,100	0	2
	芸術文化、文化財	4	7,100	3,000	0	2,500	0
学び合い、たくましい人を育てる	地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	1
	小計	21	321,110	55,610	96,300	79,300	14
	コミュニティ	1	97,700	12,600	2,200	43,900	1
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4
	行政運営	7	131,510	63,800	7,200	12,310	4
	財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0
	小計	11	246,520	80,210	13,900	60,710	9
	総合計	155	5,174,050	1,322,020	1,376,820	1,467,510	98

1頁 変更後 総括表 (単位：千円)

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			32~35 件数
				28	29	30	
産業再生による 雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	749,800	228,900	388,900	81,500	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	4
	林業	7	157,800	35,000	30,800	39,200	5
	商工業、地場産品	4	533,900	131,900	182,000	151,900	3
	観光・交流	16	245,600	37,700	86,900	76,800	9
	産業創造と雇用労働対策	6	177,100	71,400	35,800	34,100	5
	小計	47	1,874,200	507,400	726,900	386,000	32
	保健予防、健康づくり	3	51,800	13,100	8,900	20,900	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	1
	地域福祉	3	26,400	7,400	5,600	7,800	2
町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	高齢者の福祉	5	194,600	117,000	14,900	34,200	3
	小計	14	424,700	144,400	33,000	198,500	10
	土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	2
	自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	1
	公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0
	ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0
	水道、排水・し尿処理	11	389,100	151,700	60,000	50,000	9
	道路網	15	710,300	173,100	195,500	184,400	9
	公共交通、情報通信	4	44,900	22,100	5,100	5,100	3
	住宅	11	799,800	34,100	120,200	314,500	5
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	5
	火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	1
	防災	4	82,400	15,900	28,500	25,000	0
	消防・救急	10	157,800	14,500	38,800	92,500	2
	交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	1
	小計	64	2,465,520	534,400	506,720	739,500	37
	生涯学習(推進体制)	1	2,800	0	0	2,800	0
	幼児教育、学校教育	13	298,110	51,410	91,900	71,500	10
	スポーツ	2	4,600	0	2,100	0	1
	芸術文化、文化財	5	8,800	3,000	0	2,500	1
学び合い、たくましい人を育てる	地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	1
	小計	22	322,610	55,610	96,300	79,300	14
	コミュニティ	1	106,000	12,600	2,200	43,900	1
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4
	行政運営	8	111,910	63,800	7,200	12,310	5
	財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0
	小計	12	235,220	80,210	13,900	60,710	10
	総合計	159	5,322,250	1,322,020	1,376,820	1,464,010	103

変更前

2頁

総括表（事業主体別内訳）

(単位：千円)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				展望計画
		28	29	30	31	
町	国庫支出金	759,100	319,100	200,400	132,400	396,900
	道支出金	177,900	31,500	35,000	47,500	102,400
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	1,909,900	531,700	414,500	343,200	839,600
	その他	748,450	240,600	213,400	195,800	542,100
	一般財源	1,101,500	323,970	265,720	252,610	1,018,600
	事業費	4,686,850	1,125,420	1,321,910	978,100	2,899,600
国庫支出金	0	0	0	0	0	
道支出金	0	0	0	0	0	
町負担金	0	0	0	0	0	
地方債	2	0	5,000	5,700	11,400	48,200
その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	1,900	0	0	1,800	100	200
事業費	24,000	0	5,000	7,500	11,500	48,400
国庫支出金	0	0	0	0	0	0
道支出金	0	0	0	0	0	0
町負担金	0	0	0	0	0	0
地方債	10	32,500	7,000	84,400	0	18,500
その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	54,500	14,600	31,800	8,100	0	0
事業費	178,400	47,100	38,800	92,500	0	18,500
国庫支出金	1,900	0	1,900	0	0	0
道支出金	0	0	0	0	0	9,800
町負担金	0	0	0	0	0	0
地方債	227,400	124,000	52,900	39,000	11,500	266,000
その他	19,000	19,000	0	0	0	0
一般財源	26,500	6,500	6,800	6,600	6,600	40,500
事業費	274,800	149,500	61,600	45,600	18,100	316,300

変更後

2頁

総括表（事業主体別内訳）

(単位：千円)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				展望計画
		28	29	30	31	
町	国庫支出金	794,600	319,100	200,400	167,900	445,300
	道支出金	165,200	63,900	35,000	34,800	124,600
	町負担金	0	0	0	0	0
	地方債	2,007,300	531,700	414,500	440,600	960,000
	その他	754,550	240,600	213,400	201,900	549,700
	一般財源	1,107,400	323,970	265,720	252,610	1,106,700
	事業費	4,829,050	1,125,420	1,321,910	1,110,300	3,186,300
国庫支出金	0	0	0	0	0	
道支出金	0	0	0	0	0	
町負担金	0	0	0	0	0	
地方債	2	0	5,000	0	11,400	48,200
その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	1,900	0	0	1,800	100	200
事業費	18,300	0	5,000	1,800	11,500	48,400
国庫支出金	0	0	0	0	0	0
道支出金	0	0	0	0	0	0
町負担金	0	0	0	0	0	0
地方債	11	32,500	7,000	84,400	11,000	16,500
その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	55,500	14,600	31,800	8,100	1,000	0
事業費	190,400	47,100	38,800	92,500	12,000	16,500
国庫支出金	1,900	0	1,900	0	0	0
道支出金	0	0	0	0	0	9,800
町負担金	0	0	0	0	0	0
地方債	229,600	124,000	52,900	41,200	11,500	266,000
その他	19,000	19,000	0	0	0	0
一般財源	34,000	6,500	6,800	6,600	14,100	48,000
事業費	284,500	149,500	61,600	47,800	25,600	323,800

変 更 前

3頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 水産業・水産加工業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							0
新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビのフロント化事業	町	231,900	31,200	148,400	33,800	18,500	0
(略)							
水産物供給基盤機能保全事業	道	10,700	0	5,000	5,700	0	0
(略)							
項目合計	12	749,000	228,900	388,900	87,200	44,000	111,700

(単位:千円)

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 水産業・水産加工業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビのフロント化事業	町	238,400	31,200	148,400	33,800	25,000	0
(略)							
水産物供給基盤機能保全事業	道	5,000	0	5,000	0	0	0
(略)							
項目合計	12	749,800	228,900	388,900	81,500	50,500	111,700

5頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 林業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
林道橋梁点検調査事業	町	3,300	0	0	3,300	0	0
項目合計	7	154,500	35,000	30,800	39,200	49,500	178,400

(単位:千円)

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 林業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
林道橋梁点検調査事業	町	6,600	0	0	3,300	3,300	4,900
項目合計	7	157,800	35,000	30,800	39,200	52,800	183,300

変更前

7頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）
 【項目】 観光・交流

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
岩部地区ちよつと暮らし住宅整備事業	町	17,100				
			0	0	0	17,100
(略)						

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
岩部地区ちよつと暮らし住宅整備事業	町	0				
			0	0	0	0
(略)						

変更後

7頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）
 【項目】 観光・交流

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
岩部地区ちよつと暮らし住宅整備事業	町	0				
			0	0	0	0
(略)						

13頁

【基本方向】 町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実（保健・医療・福祉）
 【項目】 高齢者の福祉

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
生活支援ハウス改修事業	町	27,000				
			0	0	0	27,000
老人福祉施設整備事業（特養）	その他	138,000				
			112,500	0	25,500	0
(略)						
項目合計	5	195,400	117,000	14,900	32,000	31,500
基本方向合計	14	425,500	144,400	33,000	196,300	51,800

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
生活支援ハウス改修事業	町	24,000				
			0	0	0	24,000
老人福祉施設整備事業（特養）	その他	140,200				
			112,500	0	27,700	0
(略)						
項目合計	5	194,600	117,000	14,900	34,200	28,500
基本方向合計	14	424,700	144,400	33,000	198,500	48,800

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】水道、排水・し尿処理

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32~35)
			28	29	30	31	
中塚橋配水管移設事業	町	32,000	0	0	0	32,000	町 配水管常架 仮設配管撤去
(略)							
町道福島月崎幹線配水管布設事業	町	4,000	0	0	4,000	0	町 φ75 L=62.0 φ50 L=4.0
			0	0	4,000	0	
浄化槽市町村整備推進事業	町	85,200	浄化槽設置 (18基)	浄化槽設置 (10基)	浄化槽設置 (10基)	浄化槽設置 (10基)	町 浄化槽設置
(略)			31,200	18,000	18,000	18,000	
項目合計	10	342,200	151,700	60,000	50,000	80,500	8 358,900

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32~35)
			28	29	30	31	
中塚橋配水管移設事業	町	57,900	0	0	0	57,900	町 実施設計 既設配管撤去 仮設配管撤設
(略)							
町道福島月崎幹線配水管布設事業	町	4,000	0	0	4,000	0	町 φ75 L=62.0 φ50 L=4.0
			0	0	4,000	0	
美山浄水場計処理施設整備事業	町	21,000					町 前処理施設整備 工事
			0	0	0	21,000	
			浄化槽設置 (18基)	浄化槽設置 (10基)	浄化槽設置 (10基)	浄化槽設置 (10基)	町 浄化槽設置
浄化槽市町村整備推進事業	町	85,200	31,200	18,000	18,000	18,000	
(略)							
項目合計	11	389,100	151,700	60,000	50,000	127,400	9 544,300

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】水道、排水・し尿処理

変更前

19頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】道路網

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
(略)						
町道吉野館崎線整備事業	町	18,400	L=30m W=5.5m	L=50m W=4.6m	L=100m W=5.5m	
			3,200	5,000	0	10,200
(略)						0
町道山原町汐見町線整備事業	町	21,500			本工事 L=187m W=4.5m	
			0	0	0	21,500
(略)						
町道吉岡宮の下線整備事業	町	17,000			本工事 L=324m W=5.0m	
			0	0	0	17,000
(略)						

変更後

19頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】道路網

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
(略)						
町道吉野館崎線整備事業	町	8,200	L=30m W=5.5m	L=50m W=4.6m		L=100m W=5.5m
			3,200	5,000	0	10,200
(略)						
町道山原町汐見町線整備事業	町	17,300			本工事 L=100m W=4.0m	
			0	0	0	17,300
(略)						
町道吉岡宮の下線整備事業	町	24,800			本工事 L=324m W=5.2m	
			0	0	0	24,800
(略)						

変更前

20頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】道路網

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
町道公営住宅線歩道拡幅事業	町	50,900		測量設計	本工事 L=166m	本工事 L=150m	
			0	2,300	25,300	23,300	0
(略)							
丸山回地道路整備事業	町	41,200					
			0				0
項目合計	14	669,000	173,100	195,500	184,400	116,000	250,300

(単位:千円)

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】道路網

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
町道公営住宅線歩道拡幅事業	町	57,600		測量設計	本工事 L=166m	本工事 L=190m	
			0	2,300	25,300	30,000	0
(略)							
丸山回地道路整備事業	町	41,200					
			0				0
項目合計	15	710,300	173,100	195,500	184,400	157,300	260,500

変更後

20頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】道路網

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
町道公営住宅線歩道拡幅事業	町	50,900		測量設計	本工事 L=166m	本工事 L=150m	
			0	2,300	25,300	23,300	0
(略)							
丸山回地道路整備事業	町	41,200					
			0				0
項目合計	14	669,000	173,100	195,500	184,400	116,000	250,300

(単位:千円)

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】公共交通、情報通信

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
地域公共交通確保維持改善事業	町	18,600		デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、協議会負担金	
			5,100	5,100	5,100	3,300	13,200
(略)							
項目合計	3	35,600	22,100	5,100	5,100	3,300	23,700

(単位:千円)

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】公共交通、情報通信

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
地域公共交通確保維持改善事業	町	20,400		デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、協議会負担金	
			5,100	5,100	5,100	5,100	13,200
(略)							
項目合計	4	44,900	22,100	5,100	5,100	12,600	31,200

(単位:千円)

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】公共交通、情報通信

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
地域公共交通確保維持改善事業	町	20,400		デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、改善計画策定委託、協議会負担金	デマンドバス運行補助、協議会負担金	
			5,100	5,100	5,100	5,100	13,200
(略)							
項目合計	4	44,900	22,100	5,100	5,100	12,600	31,200

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】 住宅

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
町営住宅建替事業	町	490,900	0	17,300	248,500	225,100	640,300
(略)							
美山団地屋根改修事業	町	11,000	0	0	0	11,000	0
(略)							
三岳団地設備等改修事業	町	5,400	0	0	0	5,400	89,100
(略)							
項目合計	12	737,500	34,100	120,200	314,500	268,700	777,400

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】 住宅

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32～35)
			28	29	30	31	
(略)							
町営住宅建替事業	町	557,000	0	17,300	248,500	291,200	640,300
(略)							
美山団地屋根改修事業	町	12,600	0	0	0	12,600	0
(略)							
三岳団地設備等改修事業		0	0	0	0	0	94,500
(略)							
項目合計	11	799,800	34,100	120,200	314,500	331,000	782,800

変更前

26頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】 消防・救急

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
小型動力ポンプ更新事業	一組	2,000			小型動力ポンプ更新(福島分団) H33(白旗分団)	小型動力ポンプ更新 (白旗分団)
			0	0	2,000	2,000
(略)						
項目合計	2	145,800	14,500	38,800	92,500	0
						18,500

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
(略)						
小型動力ポンプ更新事業	一組	4,000			小型動力ポンプ更新(福島分団)	小型動力ポンプ更新 (白旗分団)
			0	0	2,000	2,000
(略)						
高圧性貯水槽新設事業	一組	10,000				高圧性貯水槽新設 宮城地区(埋立地)
			0	0	0	10,000
項目合計	10	157,800	14,500	38,800	92,500	12,000
						16,500

変更後

26頁

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）
 【項目】 消防・救急

31頁

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）
 【項目】 スポーツ

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
町民プール改修事業	町	2,700				ろ過機改修
			0	0	0	2,700
パークゴルフ場備品購入事業	町	0				芝刈トラクター更新
			0	0	0	0
項目合計	2	4,800	0	2,100	0	2,700
						2,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32～35)
			28	29	30	
町民プール改修事業		0				屋根塗装
			0	0	0	0
パークゴルフ場備品購入事業	町	2,500				芝刈トラクター更新
			0	0	0	2,500
項目合計	2	4,600	0	2,100	0	2,500
						1

変更前

32頁

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)
【項目】芸術文化、文化財

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
(略)						
横綱太鼓用具整備 事業	町	2,000	0	0	2,000	0
項目合計	4	7,100	3,000	0	2,500	1,600
						0

(単位:千円)

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)
【項目】芸術文化、文化財

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
(略)						
横綱太鼓用具整備 事業	町	2,000	0	0	2,000	0
福嶋町歴史図書発 刊事業	町	1,700				
			0	0	0	
項目合計	5	3,800	3,000	0	2,500	1,700
						5,700

変更後

33頁

34頁

【基本方向】協働のまちづくり・行政運営の充実(住民活動、行財政)
【項目】コミュニティ

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
生活館等改修事業	町	97,700	12,600	2,200	43,900	39,000
項目合計	1	97,700	12,600	2,200	43,900	39,000
						112,700

(単位:千円)

【基本方向】協働のまちづくり・行政運営の充実(住民活動、行財政)
【項目】コミュニティ

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画			展望計画 (32~35)
			28	29	30	
生活館等改修事業	町	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300
項目合計	1	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300
						112,700

36頁

【基本方向】 協働のまちづくり・行政運営の充実（住民活動、行政）

【基本方向】 協働のまちづくり・行政運営の充実（住民活動、行政）

【項目】 行政運営

【項目】 行政運営

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32~35)
			28	29	30	31	
公用車更新事業	町	39,500	0	0	0	39,500	公用車6台更新 町
(略)							
町有財産管理事業	町	3,000		倉庫購入			
			0	3,000	0	0	
項目合計	Z	131,510	63,800	7,200	12,310	48,200	4
							16,200

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (32~35)
			28	29	30	31	
公用車更新事業	町	11,500	0	0	0	11,500	マイクロバス1台、 公用車1台更新 町
(略)							
町有財産管理事業	町	3,000		倉庫購入			
			0	3,000	0	0	
項目合計	8	111,910	63,800	7,200	12,310	28,600	5
							53,000

議案第 39 号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結したいので、福島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 25 年福島町条例第 15 号）の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 12 日提出

福島町長 鳴海 清春

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（案）

函館市（以下「甲」という。）と福島町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
医療従事者の確保・養成	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む。

	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るための各種事業に取り組む。

イ 産業振興

広域観光の推進	取組の内容	圏域が協働し、国内外に対する観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、イベントおよびプロモーション活動等の企画・実施において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、イベントおよびプロモーション活動等に取り組む。
滞在型観光の促進	取組の内容	圏域内での周遊性を高め、滞在日数の増加を図るための観光メニュー開発等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体等とも連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発に取り組む。
地場産業の育成	取組の内容	圏域内の地場産業の育成を図るため、販路開拓支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、地場産業の育成を図るための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における地場産業の育成を図るため、甲の実施する事業の周知や各種事業に取り組む。

別表第2中「イ 基幹道路等ネットワーク整備の促進」を「イ 道路等の交通インフラの整備」に、「ウ 国際化の推進」を「ウ 地域内外の住民との交流・移住促進」に改める。

別表第3アの表中「職員の合同研修等」を「職員等の合同研修等」に、「圏域内市町職員」を「圏域内市町職員等」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 工 藤 壽 樹

松前郡福島町字福島820

乙 福島町

福島町長 鳴 海 清 春

議案第40号

平成30年度福島町一般会計補正予算（第6号）

平成30年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,366千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,369,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		303,424	5,247	308,671
	1 国 庫 負 担 金	111,864	5,247	117,111
13 道 支 出 金		179,078	3,544	182,622
	1 道 負 担 金	108,323	2,952	111,275
	2 道 補 助 金	57,666	592	58,258
16 繰 入 金		360,327	129,875	490,202
	2 基 金 繰 入 金	350,021	129,875	479,896
19 町 債		679,388	△ 3,300	676,088
	1 町 債	679,388	△ 3,300	676,088
歳 入 合 計		4,234,441	135,366	4,369,807

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		536,274	76,130	612,404
	1 総 務 管 理 費	370,074	39,130	409,204
	7 財 政 基 金 費	144,214	37,000	181,214
3 民 生 費		491,426	14,491	505,917
	1 社 会 福 祉 費	391,262	12,027	403,289
	2 児 童 福 祉 費	94,656	2,464	97,120
4 衛 生 費		374,909	239	375,148
	1 保 健 衛 生 費	145,126	144	145,270
	2 清 掃 費	229,783	95	229,878
6 農 林 水 産 業 費		196,495	△ 4,194	192,301
	2 林 業 費	69,580	780	70,360
	3 水 産 業 費	115,784	△ 4,974	110,810
7 商 工 費		99,756	600	100,356
	1 商 工 費	99,756	600	100,356
8 土 木 費		570,768	2,990	573,758
	2 道 路 橋 梁 費	240,828	490	241,318
	4 都 市 計 画 費	64,606	2,000	66,606
	5 住 宅 費	259,720	500	260,220

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		278,485	1,436	279,921
	1 消 防 費	278,485	1,436	279,921
10 教 育 費		256,995	1,160	258,155
	1 教 育 総 務 費	109,865	8	109,873
	4 社 会 教 育 費	22,980	50	23,030
	5 保 健 体 育 費	78,818	1,102	79,920
12 諸 支 出 金		211,837	37,252	249,089
	2 特 別 会 計 繰 出 金	208,337	37,252	245,589
13 職 員 給 与 費		564,288	5,262	569,550
	1 職 員 給 与 費	564,288	5,262	569,550
歳 出 合 計		4,234,441	135,366	4,369,807

第2表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正		補正		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法	
老人福祉施設整備事業債	27,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	左同じ	左同じ	左同じ	左同じ	
水産物供給基盤機能保全事業債	5,600			0				

償還の方法
 政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることのできる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金	303,424	5,247	308,671
13 道支出金	179,078	3,544	182,622
16 繰入金	360,327	129,875	490,202
19 町債	679,388	△ 3,300	676,088
歳入合計	4,234,441	135,366	4,369,807

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	536,274	76,130	612,404			37,000	39,130
3 民生費	491,426	14,491	505,917	8,199	2,300		3,992
4 衛生費	374,909	239	375,148				239
6 農林水産業費	196,495	△ 4,194	192,301	592	△ 5,600		814
7 商工費	99,756	600	100,356				600
8 土木費	570,768	2,990	573,758				2,990
9 消防費	278,485	1,436	279,921				1,436
10 教育費	256,995	1,160	258,155				1,160
12 諸支出金	211,837	37,252	249,089				37,252
13 職員給与費	564,288	5,262	569,550				5,262
歳出合計	4,234,441	135,366	4,369,807	8,791	△ 3,300	37,000	92,875

入 歳

2 歳入

1 2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	111,558	5,247	116,805	1 身体障害者援 護費国庫負担 金	60	障害者自立支援医療費負担金
				2 障害者介護給 付費等国庫負 担金	4,284	障害者介護給付費等国庫負担金
				3 児童福祉費負 担金	903	施設型給付国庫負担金
計	111,864	5,247	117,111			

1 3 款 道支支出金

1 項 道負担金

1 民生費負担金	104,462	2,952	107,414	2 身体障害者援 護費負担金	30	障害者自立支援医療費負担金
				3 障害者介護給 付費等負担金	2,142	障害者介護給付費等負担金
				6 児童福祉費負 担金	780	施設型給付負担金
計	108,323	2,952	111,275			

13款 道支出金
2項 道補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費補助金	37,051	592	37,643	3 水産業費補助金	592	海岸漂着物地域対策推進事業補助金	592
計	57,666	592	58,258				

16款 繰入金
2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	150,003	92,875	242,878	1 財政調整基金繰入金	92,875	財政調整基金繰入金	92,875
8 がんばる地元企業等応援基金繰入金	117,500	37,000	154,500	1 がんばる地元企業等応援基金繰入金	37,000	がんばる地元企業等応援基金繰入金	37,000
計	350,021	129,875	479,896				

19款 町債
1項 町債

2 民生債	64,600	2,300	66,900	2 社会福祉債	2,300	老人福祉施設整備事業債	2,300
4 農林水産業債	44,800	5,600	39,200	2 水産業債	5,600	水産物供給基盤機能保全事業債	5,600
計	679,388	3,300	676,088				

歳

出

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額		
1 一般管理費	87,363	1,200	88,563			1,200	9 旅費	750	一般管理費 9 普通旅費	900 300
							10 交際費	150	9 職員旅費	450
							11 需用費	300	10 交際費 庁舎管理費 11 修繕費	150 300
5 財産管理費	27,696	500	28,196			500	11 需用費	500	町有財産管理費 11 修繕費	500 500
16 電子自治体 推進費	14,632	430	15,062			430	11 需用費	430	電子自治体推進費 11 消耗品費	430 430
20 がんばる地 元企業等 応援事業費	133,800	37,000	170,800			37,000	19 負担金・補助 及び交付金	37,000	がんばる地元企業等応援事業費 19 施設投資助成金	37,000 37,000
計	370,074	39,130	409,204	0	0	2,130				

2 款 総務費

7 項 財政基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
9 がんばる地元企業等応援基金費	65,106	37,000	102,106			37,000	25 積立金	37,000	がんばる地元企業等応援基金費 25 積立金 37,000
計	144,214	37,000	181,214	0	0	37,000			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	186,266	8,699	194,965	6,516 国庫支出金 4,344 道支出金 2,172	2,183	20 扶助費	8,688	8,699	障害者福祉事業費
						23 償還金・利子及び割引料	11	120	20 障害者介護給付費 20 療養介護医療費 23 前年度障害者介護給付費等国庫負担金過誤納還付金
3 生活館等管理費	45,007	776	45,783		776	11 需用費	43	776	各生活館等改修事業費
						18 備品購入費	733	43	11 消耗品費 18 管理用備品購入費
4 老人福祉費	37,131	2,307	39,438	2,300 町債	7	19 負担金・補助及び交付金	2,307	2,307	老人福祉施設整備事業費

3 款 民生費
1 項 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 價 所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
6 福祉センタ 一運営費	16,802	245	17,047			245	13 委託料	245	19 特別養護老人ホーム陽光園施設整備事業補助金 2,307
計	391,262	12,027	403,289	6,516	2,300	0			

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

2 児童措置費	48,372	2,464	50,836	1,683		781	19 負担金・補助 及び交付金	2,464	児童措置費 19 施設型給付負担金 2,464
				国庫支出金 903					
				道支出金 780					
計	94,656	2,464	97,120	1,683	0	781			

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 の 他	源 所 の 他	区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	6,438	144	6,582			144	1 報酬	120	いさい健康ふくしま2 1 推進事業費 144
							9 旅費	24	1 健康づくり推進協議会委員報酬 120 9 健康づくり推進協議会委員費用弁償 24
計	145,126	144	145,270	0	0	144			

4 款 衛生費
2 項 清掃費

2 広域事務組合費	121,623	95	121,718			95	19 負担金・補助及び交付金	95	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門) 95
計	229,783	95	229,878	0	0	95			

6 款 農林水産業費
2 項 林業費

4 熊等による被害対策費	3,032	780	3,812			780	7 賃金	530	熊等による被害対策費 7 ハンター賃金 530
--------------	-------	-----	-------	--	--	-----	------	-----	----------------------------

6 款 農林水産業費
2 項 林業費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 源 所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
							8 報償費	250	8 ヒグマ等捕獲報償費
計	69,580	780	70,360	0	0	780			

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

3 漁港管理費	20,241	4,974	15,267	592	5,600	34	13 委託料	659	船揚場維持管理費 13 海岸漂着物除去業務委託料
				道支出金	町債		19 負担金・補助 及び交付金	5,633	水産物供給基盤機能保全事業費 19 各種負担金
計	115,784	4,974	110,810	592	5,600	34			

7 款 商工費
1 項 商工費

3 観光費	46,751	100	46,851			100	9 旅費	100	観光振興費 9 普通旅費
-------	--------	-----	--------	--	--	-----	------	-----	-----------------

7 款 商工費
1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 の 他	源 所 の 他	区 分	金 額	
6 横綱記念館 管理運営費	16,382	500	16,882			500	11 需用費	500	横綱記念館管理運営費 11 修繕費 500
計	99,756	600	100,356	0	0	600			

8 款 土木費
2 項 道路橋梁費

2 道路維持費	62,187	490	62,677			490	11 需用費	490	道路維持費 11 修繕費 490
計	240,828	490	241,318	0	0	490			

8 款 土木費
4 項 都市計画費

3 住環境整備 事業費	9,204	2,000	11,204			2,000	13 委託料	2,000	空家等対策支援事業費 13 危険空家処理委託料 2,000
計	64,606	2,000	66,606	0	0	2,000			

8 款 土木費
5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 所 の 他	源 一 般 財 源	区 分	金 額	
1 住宅管理費	11,054	500	11,554			500	11 需用費	500	町営住宅整備事業費 11 町営住宅小破修繕費 500
計	259,720	500	260,220	0	0	500			

9 款 消防費
1 項 消防費

2 広域事務組 合費	263,148	1,436	264,584			1,436	19 負担金・補助 及び交付金	1,436	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門) 1,436
計	278,485	1,436	279,921	0	0	1,436			

10 款 教育費
1 項 教育総務費

5 私立学校振 興費	1,679	8	1,687			8	19 負担金・補助 及び交付金	8	私立学校振興費 19 子育て支援補助金 8
計	109,865	8	109,873	0	0	8			

10 款 教育費
4 項 社会教育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 の 他	源 所 の 他	区 分	金 額	
1 社会教育総務費	17,378	50	17,428			50	7 賃金	50	地域おこし協力隊事業費 7 臨時職員賃金
計	22,980	50	23,030	0	0	50			

10 款 教育費
5 項 保健体育費

3 学校給食センター費	46,517	1,002	47,519			1,002	9 旅費	118	148	学校給食センター費 9 普通旅費
							11 需用費	854	118	19 各種負担金
							19 負担金・補助及び交付金	30	30	施設維持管理費 11 修繕費
4 町民プール運営費	9,026	100	9,126			100	11 需用費	100	100	町民プール運営費 11 光熱水費
計	78,818	1,102	79,920	0	0	1,102				

1 2 款 諸支出金
2 項 特別会計繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区 分	金 額		
1 繰出金	208,337	37,252	245,589			37,252	28 繰出金	37,252	繰出金	37,252
							28 介護保険特別会計繰出金		28 介護保険特別会計繰出金	8
							28 町立診療所特別会計繰出金		28 町立診療所特別会計繰出金	37,260
計	208,337	37,252	245,589	0	0	0				

1 3 款 職員給与と費
1 項 職員給与と費

1 職員給与と費	564,288	5,262	569,550	5,262					職員給与と費	5,262
							2 給料	645	2 一般職給	645
							3 職員手当等	3,490	3 期末手当(特別職)	108
									3 期末手当(一般職)	141
							4 共済費	1,056	3 寒冷地手当(一般職)	59
									3 管理職手当	6
							19 負担金・補助 及び交付金	71	3 時間外勤務手当	1,702
									3 勤勉手当	1,213
									3 通勤手当	17
									3 管理職員特別勤務手当	244
									4 共済組合負担金	881
									4 退職手当組合負担金	102

13款 職員給与費
1項 職員給与費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	源 そ の 他	区	金 額	
									4 公立学校共済組合負担金 48
									4 退職手当組合事前納付金 25
									19 自治法派遣職員給与負担金 71
計	564,288	5,262	569,550	0	0	0			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費					計	共済費	合 計	備 考
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当				
補正後	長 等	3	22,560	9,621 4.45		351	264	32,796	13,473	46,269	
	議 員	10	24,456	10,313 4.45				34,769	8,860	43,629	
	その他の特別職		15,769					15,769		15,769	
	計	13	40,225	22,560	19,934		351	264	83,334	22,333	105,667
補正前	長 等	3	22,560	9,513 4.40		351	264	32,688	13,452	46,140	
	議 員	10	24,456	10,313 4.40				34,769	8,860	43,629	
	その他の特別職		15,769					15,769		15,769	
	計	13	40,225	22,560	19,826		351	264	83,226	22,312	105,538
比 較	長 等			108				108	21	129	
	議 員										
	その他の特別職										
	計			108				108	21	129	

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	73		244,649	137,693	382,342	130,994	513,336	
補 正 前	73		244,004	134,311	378,315	129,959	508,274	
比 較			645	3,382	4,027	1,035	5,062	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	6,484	56,833	40,424	5,550	5,728	5,393	13,706	40	630
	補正前	6,484	56,692	39,211	5,491	5,722	5,393	12,004	40	613	156
	比 較		141	1,213	59	6		1,702		17	244

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	2,505							
	補正前	2,505								134,311
	比 較									3,382

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 645	給与改定に伴う増分 千円 645	給与改定によるもの	645
職員手当	3,382	給与改定に伴う増分	給与改定によるもの 期末手当(一般職) 管理職手当 勤勉手当	141 6 1,213
		その他の増減分	異動等によるもの 寒冷地手当(一般職) 時間外勤務手当 通勤手当 管理職員特別勤務手当	59 1,702 17 244

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第41号

平成30年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		574,115	320	574,435
	1 道負担金	574,115	320	574,435
歳入合計		837,977	320	838,297

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,223	320	6,543
	1 総務管理費	2,343	320	2,663
歳出合計		837,977	320	838,297

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 道 支 出 金	574,115	320	574,435
歳入合計	837,977	320	838,297

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,223	320	6,543	320			
歳出合計	837,977	320	838,297	320			

歳

入

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等負担金	574,115	320	574,435	2 保険給付費等負担金(特別交付金)	320	特別調整交付金分 320
計	574,115	320	574,435			

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	区 分	金 額		
1 一般管理費	1,361	50	1,411	50 道支出金			13 委託料	50	一般管理費 13 共同電算委託料	50
2 連合会負担 金	982	270	1,252	270 道支出金			19 負担金・補助 及び交付金	270	連合会負担金 19 連合会負担金	270
計	2,343	320	2,663	320	0	0				

議案第42号

平成30年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ616,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

保険事業勘定

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		147,467	830	148,297
	2 国庫補助金	57,677	830	58,507
7 繰入金		80,853	△ 8	80,845
	1 一般会計繰入金	79,364	△ 8	79,356
9 諸収入		612	7	619
	1 雑収入	612	7	619
歳入合計		615,658	829	616,487

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,089	103	9,192
	1 総務管理費	3,318	0	3,318
	3 介護認定審査会費	5,094	103	5,197
3 地域支援事業費		43,659	726	44,385
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	17,114	600	17,714
	2 一般介護予防事業費	4,152	59	4,211
	3 包括的支援事業費	20,600	67	20,667
歳出合計		615,658	829	616,487

歳入歳出予算事項別明細書
(保険事業勘定)

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	147,467	830	148,297
7 繰入金	80,853	△ 8	80,845
9 諸収入	612	7	619
歳入合計	615,658	829	616,487

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	9,089	103	9,192	830		△ 727	
3 地域支援事業費	43,659	726	44,385			726	
歳出合計	615,658	829	616,487	830		△ 1	

入 歳

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
3 事務費補助金	0	830	830	1 事務費補助金	830	事務処理システム改修補助金	830
計	57,677	830	58,507				

(単位：千円)

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

3 その他繰入金	8,837	8	8,829	1 事務費繰入金	8	事務費繰入金	8
計	79,364	8	79,356				

9 款 諸収入

1 項 雑入

3 雑入	610	7	617	2 保険料負担金 収入	7	臨時事務員社会保険料負担金収入	7
計	612	7	619				

歲 出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	財 地方債	源 その他	区 分	金 額	
1 一般管理費	3,318	0	3,318	830 国庫支出金	830 繰入金	830			財源繰替えによる
計	3,318	0	3,318	830	0	830			

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

2 認定調査費	1,306	103	1,409			103 繰入金	12 役務費	103	認定調査費 12 医師意見書作成手数料	103
計	5,094	103	5,197	0	0	103				103

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	17,014	600	17,614			600 繰入金	19 負担金・補助及び交付金	600	介護予防・生活支援サービス事業費 19 介護予防・生活支援サービス事業費	600
計	17,114	600	17,714	0	0	600				600

介護保険特別会計（保険事業勘定）

3款 地域支援事業費
2項 一般介護予防事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明	明
				特 国道支出金	財 定地方	源 価その他				
1 一般介護 防事業費	4,152	59	4,211			59 繰入金 52 諸収入 7	4 共済費 7 賃金	13 46	一般介護予防事業費 4 社会保険料 7 臨時職員賃金	59 13 46
計	4,152	59	4,211	0	0	59				0

3款 地域支援事業費
3項 包括的支援事業費

1 包括的支援 事業費	20,600	67	20,667			67 繰入金	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	9 47 11	包括的支援事業費 2 一般職給 3 期末手当(一般職) 3 時間外勤務手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 退職手当組合負担金 4 退職手当組合事前納付金	67 9 2 2 43 9 1 1
計	20,600	67	20,667	0	0	67				0

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給料	給 与 費					共済費	合 計	備 考
				期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150					150		150	
	計	10	150					150		150	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150					150		150	
	計	10	150					150		150	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		9,080	4,457	13,537	4,802	18,339	
補 正 前	2		9,071	4,410	13,481	4,791	18,272	
比 較			9	47	56	11	67	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後		2,163	1,539	88			547		120
	補正前		2,161	1,496	88			545		120	
	比 較		2	43				2			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									4,410
	比 較									47

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 9	給与改定に伴う増分 千円 9	給与改定によるもの	9
職員手当	47	給与改定に伴う増分	給与改定によるもの 期末手当(一般職) 勤勉手当	2 43
		その他増分	その他増分 時間外勤務手当	2

備 考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第43号

平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

平成30年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療事業収入		78,750	△ 42,484	36,266
	1 診療収入	78,010	△ 44,082	33,928
	2 診療外収入	740	1,598	2,338
2 繰入金		14,110	37,260	51,370
	1 一般会計繰入金	14,110	37,260	51,370
歳入合計		221,260	△ 5,224	216,036

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,442	1,276	39,718
	1 総務管理費	38,442	1,276	39,718
2 診療事業費		182,508	△ 6,500	176,008
	1 診療費	182,508	△ 6,500	176,008
歳出合計		221,260	△ 5,224	216,036

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療事業収入	78,750	△ 42,484	36,266
2 繰入金	14,110	37,260	51,370
歳入合計	221,260	△ 5,224	216,036

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	38,442	1,276	39,718			1,276	
2 診療事業費	182,508	△ 6,500	176,008			35,984	△ 42,484
歳出合計	221,260	△ 5,224	216,036			37,260	△ 42,484

入 歳

2 歳 入

1 款 診療事業収入

1 項 診療収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	15,410	8,527	6,883	1 現年度分	8,527	国民健康保険診療報酬収入 8,527
2 社会保険診療報酬収入	11,550	583	10,967	1 現年度分	583	社会保険診療報酬収入 583
3 後期高齢者医療診療報酬収入	38,500	28,284	10,216	1 現年度分	28,284	後期高齢者医療診療報酬収入 28,284
4 一部負担金	11,550	6,688	4,862	1 現年度分	6,688	一部負担金 6,688
計	78,010	44,082	33,928			

84

1 款 診療事業収入

2 項 診療外収入

1 使用料及び手数料	720	973	1,693	2 手数料	973	予防接種手数料 973
3 雑入	10	625	635	1 雑入	625	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 625
計	740	1,598	2,338			

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	14,110	37,260	51,370	1 一般会計繰入金	37,260	一般会計繰入金 37,260
計	14,110	37,260	51,370			

歳

出

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国道支出金	財 地方	源 その他			
1 一般管理費	38,442	1,276	39,718			1,276 繰入金	43	一般管理費	
								2 一般職給	
							158	3 期末手当(一般職)	
								3 寒冷地手当(一般職)	
							23	3 時間外勤務手当	
								3 勤労手当	
							1,052	4 共済組合負担金	
								4 退職手当組合負担金	
								4 退職手当組合事前納付金	
								11 消耗品費	
								11 コピー代	
								11 光熱水費	
								11 修繕費	
								11 看板等設置費	
計	38,442	1,276	39,718	0	0	1,276			

2 款 診療事業費

1 項 診療費

1 診療費	182,508	6,500	176,008			35,984	42,484	6,600	診療費
									11 需用費
									6,500

2款 診療事業費
1項 診療費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債 の 他	源 所 の 他		
						繰入金	11 消耗品費 11 医薬材料費 18 医療機器等購入費	100 6,500 100
計	182,508	6,500	176,008	0	0	35,984		42,484

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	5		12,313	5,753	18,066	6,208	24,274	
補 正 前	5		12,270	5,595	17,865	6,185	24,050	
比 較			43	158	201	23	224	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特 別勤務手当
		補正後	380	2,232	1,678	409			745		229
	補正前	380	2,224	1,609	336			737		229	
	比 較		8	69	73			8			

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	80							
	補正前	80								5,595
	比 較									158

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 43	給与改定に伴う増分	千円 43	給与改定によるもの
職員手当	158	給与改定に伴う増分	77	給与改定によるもの 期末手当(一般職) 勤勉手当
		その他の増減分	81	異動等によるもの 寒冷地手当(一般職) 時間外勤務手当

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第44号

平成30年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成30年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	100,690千円	599千円	101,289千円
第1項 営業費用	97,120千円	599千円	97,719千円

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	13,859千円	598千円	14,457千円

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			100,690	599	101,289
	1. 営業費用		97,120	599	97,719
		2. 配水及び給水費	21,369	598	21,967
		4. 総係費	5,999	1	6,000

予算説明書

平成30年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	水道事業費用		100,690	599	101,289			
	1.	営業費用	97,120	599	97,719			
		2 配水及び給水費	21,369	598	21,967	給料	21	一般職給(2人) 21
						手当等	495	期末手当 5 勤勉手当 32 寒冷地手当 17 住居手当 70 時間外勤務手当 371
						法定福利費	79	共済組合負担金例月 67 共済組合負担金手当 7 退職手当組合負担金 4 退職手当組合事前納付金 1
						賞与引当金繰入額	3	賞与引当金繰入額 3
	4	総係費	5,999	1	6,000	会費負担金	1	福祉協会負担金 1

給 与 費 明 細 書

1. 総括

(千円)

区 分	職員数		給 与 費					法定福 利 費	合 計	備 考
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	2		6,202		4,634	10,836	3,552	14,388	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,202		4,634	10,836	3,552	14,388	
補正前	損益勘定支弁職員	2		6,181		4,139	10,320	3,472	13,792	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,181		4,139	10,320	3,472	13,792	
比 較	損益勘定支弁職員			21		495	516	80	596	
	資本勘定支弁職員									
	合 計			21		495	516	80	596	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後	360	1,498	1,066	178		386		1,122		24
	補正前	360	1,493	1,034	161		316		751		24
	比 較		5	32	17		70		371		

職員手当の内訳	区分	管理職員特 別勤務手当								計
	補正後									4,634
	補正前									4,139
	比 較									495

(1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 21	給与改定に伴う増分 千円 21	給与改定によるもの 21	
職員手当	495	給与改定に伴う増分 37 その他増分 458	給与改定によるもの 期末手当(一般職) 勤勉手当 5 32 その他増分 寒冷地手当 住居手当 時間外勤務手当 17 70 371	

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

報告第11号

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告する。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 答弁指定事項進捗状況調査調書（別冊のとおり）

報告第12号

専決処分した事件の報告について

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年12月12日提出

福島町長 鳴海 清春

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項の指定に関する条例第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月30日

福島町長 鳴海 清春

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の確定について

平成30年6月12日発生の事故について、次のとおり和解し損害賠償の額を決定する。

記

- 1 和解の相手方 福島町字日向在住
- 2 和解の内容及び損害賠償の額
平成30年6月12日発生の交通事故で破損した車両の損害賠償金として、町が162,942円を支払うこととして事故処理が完了し和解した。